

非課税基準の見直し

給与所得控除および公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、非課税基準についても見直しが行われました。

障害者、未成年者、寡婦・寡夫(改正後：寡婦・ひとり親)に対する非課税措置

【非課税措置の合計所得要件】 現行「125万円以下」→改正後「135万円以下」

均等割・所得割が非課税となる方の条件

※1 均等割…広く均等に負担していただく税額
 ※2 所得割…その方の所得金額等に応じて負担していただく税額

均等割 ※1	合計所得金額	
	改正前	改正後
控除対象配偶者、同一生計配偶者および扶養親族がない方	31万5千円以下	41万5千円以下
控除対象配偶者、同一生計配偶者または扶養親族がある方	31万5千円×(1+控除対象配偶者または同一生計配偶者+扶養親族の人数)+18万9千円で求めた金額以下	31万5千円×(1+控除対象配偶者または同一生計配偶者+扶養親族の人数)+18万9千円+10万円で求めた金額以下
所得割 ※2	総所得金額等	
	改正前	改正後
控除対象配偶者、同一生計配偶者および扶養親族がない方	35万円以下	45万円以下
控除対象配偶者、同一生計配偶者または扶養親族がある方	35万円×(1+控除対象配偶者または同一生計配偶者+扶養親族の人数)+32万円で求めた金額以下	35万円×(1+控除対象配偶者または同一生計配偶者+扶養親族の人数)+32万円+10万円で求めた金額以下

ひとり親控除の創設・寡婦および寡夫控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から「婚姻歴の有無による不公平」と「女性のひとり親と男性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、見直しが行われました。

種類	控除額	要件			
		事由	扶養親族・子どもの有無	本人の前年合計所得金額	
寡婦(女性のみ)	26万円	離婚	扶養親族有り	500万円以下	
		死別、生死不明	要件なし		
ひとり親	30万円	未婚、離婚、死別、生死不明	生計を一にする総所得金額等48万円以下の子有り(他の方の扶養親族とされている方を除く)	500万円以下	事実婚状態でない

※寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載のある方は対象外となります。

その他所得要件の見直し

控除・措置名	調整内容	改正前	改正後
配偶者控除 扶養控除	控除対象配偶者・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額要件(控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げ)	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件	65万円以下	75万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	必要経費に算入する金額の最低保証額	65万円	55万円

見直しによって配偶者控除・扶養控除の対象者となることのできる合計所得金額への影響は？

計算例2 配偶者控除・扶養控除の対象になることのできる所得要件

	改正前	改正後	比較
給与等の収入金額①	103万円以下	103万円以下	同額
給与所得金額②	38万円以下	48万円以下	+10万円
控除対象者になることのできる合計所得金額③	38万円以下	48万円以下	+10万円

前年中の給与収入が103万円以下であれば、引き続き配偶者控除・扶養控除の対象となることができ、給与所得控除額が10万円引き下げられ、改正前と同じ収入金額でも所得金額が10万円上がりますが、同時に配偶者控除・扶養控除の対象となる所得要件が10万円引き上げられるためです。

市民税・県民税の計算方法(改正後)

①の給与収入から②の給与所得の求め方は、収入金額-55万円(この算出式は給与収入が55万1千円以上161万9千円未満の場合に適用)→103万円-55万円=48万円 ③の控除対象者となることのできる合計所得金額は、上記「その他所得要件の見直し」の表参照。

⑨ 市民税・県民税申告が必要と思われる方へ1月中旬に市から申告案内書をお送りしますので、指定日時に各会場にお越しください。なお、三密を避けるため郵送による申告を推奨しています。※申告書は市民税課および各支所・出張所に備え付け、市ホームページからも取得可。



主要な見直し

項目	趣旨	内容
給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を広く応援する	○特定の収入にのみ適用される給与所得控除額および公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、同時にどのような所得にも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げる
給与所得控除の見直し	給与所得控除について実額の勤務関連経費が諸外国の水準と比較しても過大となっているとの指摘がなされてきたため、控除額を主要国並みに徐々に適正化する	○給与所得控除額を一律10万円引き下げる ○給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を1,000万円から850万円に引き下げる ○給与所得控除上限額を220万円から195万円に引き下げる ※23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担が生じないように所得金額調整控除(下表参照)を新設する
公的年金等控除の見直し	給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられる等、高所得の年金所得者に手厚い仕組みであるとの指摘を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する	○公的年金控除額を一律10万円引き下げる ○公的年金等の収入額が1,000万円を超える場合、控除額の上限額を195万5,000円とする ○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には一律10万円を、2,000万円超の場合には一律20万円を現行の控除額より引き下げる
基礎控除の見直し	働き方改革を後押しする等の観点や高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかと指摘に応える	○基礎控除額を10万円引き上げる ○前年の合計所得金額が2,400万円超の者は、その合計所得金額に応じて控除額が3段階で逡減し、前年の合計所得金額が2,500万円超の者は基礎控除を適用しない ※前年の合計所得金額が2,500万円超の者は基礎控除が適用されないことに伴い、調整控除も適用しない

新設 所得金額調整控除対象者の要件・控除額

※下表の要件に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

対象者	要件	控除額
① 給与等の収入金額が850万円を超える方	次のいずれかに該当 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額-850万円)×10% ※給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円から850万円を控除、限度額は15万円
② 給与所得控除後の金額(A)および公的年金等に係る雑所得の金額(B)がある方	AとBの合計額が10万円を超える	(A+B)-10万円 ※最大10万円を給与所得から控除 ※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除

給与所得控除の見直しや公的年金等控除の見直しによる市民税・県民税への影響は？

計算例1 改正前後の市民税・県民税の計算例(給与収入400万円、控除は基礎控除のみと仮定)

	改正前	改正後	比較
給与収入金額①	4,000,000円	4,000,000円	同額
給与所得金額②	2,660,000円	2,760,000円	+10万円
基礎控除③	330,000円	430,000円	+10万円
調整控除前の所得割額④	233,000円	233,000円	同額
調整控除⑤	2,500円	2,500円	同額
調整控除後の所得割額⑥	230,500円	230,500円	同額
均等割額⑦	6,000円	6,000円	同額
市民税・県民税(年額)⑧	236,500円	236,500円	同額

市民税・県民税の計算方法(改正後)

①の給与収入から②の給与所得の求め方は、収入金額÷4(千円未満切り捨て)×3.2-44万(この算出式は給与収入が360万以上660万未満の場合に適用)→400万÷4×3.2-44万=276万
 基礎控除は、現行の33万に10万プラスとなり、43万。
 ④=(②-③)×10%
 ⑤の調整控除は、令和3年度より適用される所得金額調整控除(上表参照)とは異なり、従来より適用されている控除で、市民税・県民税の所得(人的)控除の差額による負担額を調整するために設けられている控除です。合計所得金額が2,500万円超の方には、令和3年度から適用できなくなります。

⑧=⑥+⑦

給与等の収入金額および所得控除の内容に変更がなければ、市民税・県民税の金額は改正後も変わりません。給与所得控除額が10万円引き下げられるため、改正前と同じ収入金額でも所得金額が10万円上がりますが、同時に基礎控除が10万円引き上げられるためです。※計算例は給与収入を取り上げていますが、公的年金等についても同様です。

令和3年度(令和2年分)市民税・県民税の申告受け付けは、2月4日(木)から市民税課職員が各支所・学習センターを巡回し実施します。期間中、指定日を除き、市民税課窓口での申告受け付けは行っておりません。会場と詳しい日程は市政だより2月号に掲載します。

令和3年度個人市民税・県民税改正のポイント

地方税法等の改正で、令和3年度から市民税・県民税の内容が次のとおり変更となります。詳しくは、市ホームページでもご確認ください。

市民税課 525-3792 525-3712